

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年8月28日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

## 専 決 処 分 書

令和5年9月22日、議案第81号（第1回変更 同6年3月22日、議案第37号、第2回変更 同6年6月28日、議案第59号）にて議決された道路工事（橋梁下部 A2、P2）に伴う工事請負契約の締結について、下記のとおり変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年7月31日

瀬戸内市長 武 久 顕 也

道路工事（橋梁下部 A2、P2）に伴う工事請負契約の一部変更について

令和5年9月22日、議案第81号（第1回変更 同6年3月22日、議案第37号、第2回変更 同6年6月28日、議案第59号）にて議決された道路工事（橋梁下部 A2、P2）に伴う工事請負契約の締結について、下記のとおり変更契約を締結する。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 道路工事（橋梁下部 A2、P2）                          |
| 2 変更工期   | 令和5年9月22日から令和6年8月23日まで                    |
| 3 契約の相手方 | 瀬戸内市邑久町福中107番地<br>株式会社大広建設<br>代表取締役 大森 一慶 |